

1、税理士法人の税務調査

2、再調査の手続き

1部では、税理士法人の税務調査について研究します。前回開催した勉強会では、税理士事務所（個人事務所）の税務調査について、調査先はどのように選定されるのか、調査の中身は、一般法人と異なるのかなどを研究しました。今回は、税理士法人の場合の選定方法、調査官のチェックポイントなどについて、他では聞けない話をします。

2部では、改めて再調査の請求について勉強します。再調査の請求は①課税処分を取り消させることが主目的ですが、そうでなくても②再調査の請求に対する決定書（従前の異議決定書）により、課税庁側の課税の根拠を明らかにさせることもできます。再調査の請求をどういった場面で活用したらよいのかなど今回は検討します。

租税調査研究会：税務に関するシンクタンク。所得、法人、消費、資産、査察、国際、徴収を専門にした国税OB税理士が所属。税務審理・調査などのアドバイス及び教育などを手がけて

日時 平成30年4月24日（火）

16:00～18:00（受付開始15:45）
*懇親会 18:30～ 開催いたします（有料）

会場 大槻経営労務管理事務所内セミナールーム

東京都中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル8F

受講料 会員無料 定員になり次第〆切とさせていただきます。

懇親会費 5000円（1人につき）

申込方法 受講申込書にご記入の上、FAX（03-5579-9083）もしくは、e-mail（tax@zeimusoudan.biz）にてお申し込みください。お申し込み受付け後、e-mailにて受講確認の連絡をさせていただきます。



講師

武田 恒男【税理士】

東京国税局では、法人税の調査、課税、審理の各部門の実務責任者として活躍。改正国税通則法に精通し、連結納税、組織再編税制の第一人者。

東京国税局調査第一部調査開発課長、同局課税第二部資料調査第一課長、同局課税第二部次長、新宿税務署長等を経て、平成25年7月退職、同年8月税理士登録。一般社団法人租税調査研究会理事・主任研究員。

お申し込みFAX番号：03-5579-9083 申込日：平成 年 月 日

受講申込書	「1、税理士法人の税務調査」「2、再調査の請求」 ◆懇親会 <input type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 欠席 ※いずれかにチェックをお願いします。		
フリガナ 【受講者氏名】		【会社名・事務所名】	
【ご住所】〒		【TEL】	
		【FAX】	
【E-mail】			

お問合せ先	一般社団法人租税調査研究会 〒100-0014 東京都中央区銀座1-16-5 銀座三田ビル501(担当:宮口) TEL: 03-5579-9080 FAX: 03-5579-9083 E-mail tax@zeimusoudan.biz URL http://zeimusoudan.biz/
-------	--